

## 第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

また、福島第一発電所の事故のように、原子力事故による原子力災害が発生すると、放射線量測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じることはできない。

このことから、災害対策に必要な放射性物質や放射線に関する知識、放射線量測定機器の取扱い、原子力防災に関する知識などの専門な知識が必要とされ、原子力災害対策に当たり以下のような対策を行う。

- 1 放射性物質や放射線、原子力防災に関する知識の普及と情報共有
- 2 原子力事業者の原子力防災業務の把握
- 3 迅速な情報収集及び住民への情報提供体制の整備
- 4 災害時における迅速な情報収集、伝達・相談体制の整備
- 5 災害時応急体制及び相談体制の整備
- 6 防災訓練の実施

## 第2節 放射性物質や放射線、原子力防災に関する知識の普及と情報共有

全部

福島第一発電所の事故により大量の放射性物質が放出された。放出された放射性物質は、東日本の広範囲の地域に拡散し、多くの住民の健康に影響を与え、市街地はもちろん、農地・山林・川湖沼を汚染し、生活基盤となる地域社会や経済活動にも大きな影響を与えた。

この影響は長期間にわたり、また、風水害や地震による災害等とは異なることから、事前から放射性物質や放射線に関する正しい知識及び原子力防災に関する知識を住民等と共有することにより、災害発生時の被害の軽減を図る。

- 1 放射性物質や放射線に関する知識の普及
- 2 原子力防災に関する知識の普及
- 3 通常時・緊急時の情報提供

## 第3節 原子力事業者の原子力防災業務の把握

災害対策総務部

原子力事業者は原災法等関係法令に基づき作成する防災業務計画を県に対し協議する必要があることから、その協議がなされた際は、市の地域防災計画との整合性を保つため情報の提供を得ることとする。

## 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

災害対策総務部

- 1 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。
- 2 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。
- 3 市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。
- 4 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。
- 5 市は、指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共の施設・用地等（国、県含む）の有効活用を図るものとする。

## 第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

全部

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

### 1 情報の収集・連絡体制の整備

#### (1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において、情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

ア 事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

イ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先

ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位付き）を含む。）

エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

#### (2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

#### (3) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

#### (4) 非常通信体制の確保

市は、非常通信に係る防災関係機関（県、県警、自衛隊等）と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。また、訓練等を通じて、実行性の確保に留意するものとする。

#### (5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災行政無線、衛星通信、消防無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

#### (6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

## 2 情報の分析整理

### (1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

### (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

### (3) 防災対策上必要とされる資料の収集・蓄積

市は、国、県及び関係機関と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、資料、データの収集、蓄積を行う。

#### ア 社会環境に関する資料

(ア) 人口、世帯数の資料（原子力事業所との距離別、方位別、災害時要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。世帯数と人口及び傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等のいわゆる災害時要配慮者の概要や観光等の入込客の季節的な人口分布等）

(イ) 一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表の情報を含む。）

(ウ) 指定避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入能力、移動手段等の情報を含む。）

(エ) 配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設等）に関する資料

(オ) 原子力災害医療施設に関する資料（原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターそれぞれに関する、位置、受入能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

#### イ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

(ア) 周辺地域の気象資料（過去2年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）

(イ) 線量推定計算に関する資料

(エ) 平常時環境放射線モニタリング資料

(オ) 農林水産物の生産及び出荷状況

#### ウ 防護資機材等に関する資料

(ア) 防護資機材の備蓄・配備状況

(イ) 避難用車両の緊急時における運用体制

(ウ) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

#### エ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

(ア) 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配

置、指揮命令系統、関係者名リストを含む)

(イ) 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

(ウ) 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

オ 避難に関する資料

(ア) 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）

(イ) 指定避難所運用体制（指定避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

### 3 通信手段・経路の多様化

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 市町村防災行政無線等の整備・維持

市は、市民等へ情報伝達を図るため防災行政無線（同報系・移動系）の整備・維持及びIP通信網、ケーブルテレビ網等の確保・活用に努めることとする。

(2) 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

(3) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星通信の原子力防災への活用に努めるものとする。

(4) 災害時優先電話等の活用

市は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

(5) 通信輻輳の防止

市は、県及び関係機関と連携し移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めるなど関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講ずる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

(6) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を確保(補充用燃料を含む。)し、専

門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

(7) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこととする。

## 第6節 緊急事態応急体制の整備

全部

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。

### 1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

市は、原子力事業者から警戒事象発生の通報を受けた県並びにUPZ圏内の自治体が警戒体制へ移行する場合、原子力災害に備えるため、原子力規制委員会の情報提供などに基づく体制の整備を行う。

また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

### 2 災害対策本部体制等の整備

市は、特定事象又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、女川発電所については即座に、その他施設については、その原子力災害の状況を見定め、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとし、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際の意味決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

### 3 防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から国、県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

### 4 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊との連携体制

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な応援要請のための手順、受入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

## 5 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

## 6 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力の下、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は別表のとおりである。

※ 資料編10 応援要請に関する資料 参照

## 7 モニタリング体制等

市は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の観測データの収集や、市の環境放射線モニタリングの体制を整備するものとする。

## 8 複合災害に備えた体制の整備

市は国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うようマニュアル等にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

## 9 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、大雨等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

## 第7節 避難活動体制の整備

全部

### 1 避難等計画の作成

市は、国、県及び原子力事業所の協力の下、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。

予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、原子力災害対策指針を参照した広域避難計画を策定するものとする。

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。なお、個別の市の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県へ市町村間の調整を依頼するものとする。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう、努めるものとする。

### 2 指定避難所等の整備

#### (1) 指定避難所等の整備

市は、公共的施設等を、その管理者の同意を得て指定避難所等としてあらかじめ指定するものとする。

また、市は指定避難所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力を得ながら、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進するなど、広域避難体制を整備するものとする。

なお、指定避難所等については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違いや多様な生活者の視点への配慮及び衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

#### (2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。

また、市は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

#### (3) 屋内退避体制の整備

市は、県等と連携し、屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的な屋内退避体制の整備に努めるものとする。

#### (4) 避難等に係る手順の整備

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(7) 指定避難所等における設備等の整備

市は、県と連携し、指定避難所等において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星通信等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(8) 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、指定避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所等として指定した公共施設等において、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

### 3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 市は、県の協力の下、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

ア 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。

イ 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備するものとする。

ウ 避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に一層努めるものとする。

(2) 市は、県の協力の下、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する

ものとする。

なお、市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、要配慮者避難支援プラン等の整備に努めるものとする。

- (3) 病院等医療機関等の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難等計画の作成に努めるものとする。
- (4) 社会福祉施設の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難等計画の作成に努めるものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

#### 4 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難等計画の作成に努めるものとする。

また、市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

#### 5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難等計画の整備

公共施設や駅などの公共的施設、観光施設などの不特定多数の者が利用する施設の管理者は、市及び県と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

#### 6 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告、指示等（以下「屋内退避又は避難の勧告等」という。）を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。

#### 7 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は県と協力し、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

## 8 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入り規制、一時立入り等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

## 9 指定避難所・避難方法等の周知

市は、避難や避難退域時検査及び簡易除染、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難等計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び原子力事業者の協力の下、特定事象及び警戒事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。

## 第8節 救助・救急、医療、消火 及び防護資機材等の整備

災害対策総務部  
災害対策市民生活部  
災害対策消防部 災害対策医療部

### 1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

### 2 救助・救急機能の強化

市は県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

### 3 原子力災害医療体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急時原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

### 4 物資の調達、供給活動

- (1) 市は、国、県等と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- (3) 市は、国、県と連携の上、備蓄拠点については、輸送の拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

## 第9節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

災害対策総務部 災害対策企画部  
災害対策市民生活部  
災害対策農林振興部

- 1 市は、国及び県と連携し、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が迅速にかつ確実に伝達され、共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- 2 市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、体制、防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図ることとする。
- 3 市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、国、県の助言又は、専門家の意見や派遣を得るなどの方法により、的確な相談ができる体制を整備する。
- 4 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- 5 市は、テレビ、ラジオ、通信事業者、新聞等の報道関係機関の協力により、テレビ、ラジオ、インターネット上の情報、広報用電光掲示板、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

## 第10節 行政機関の業務継続計画の策定

災害対策総務部

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示等（以下「避難指示等」という。）を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

## 第11節 原子力防災等に関する住民等 に対する知識の普及と啓発及 び国際的な情報発信

災害対策総務部 災害対策企画部  
災害対策市民生活部  
災害対策教育部

原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

- 1 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。
  - (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
  - (2) 原子力発電所の概要に関すること
  - (3) 原子力災害とその特性に関すること
  - (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること
  - (5) 緊急時に、市、国及び県等が講ずる対策の内容に関すること
  - (6) 屋内退避、指定避難所等に関すること
  - (7) 要配慮者への支援に関すること
  - (8) 緊急時にとるべき行動に関すること
  - (9) 指定避難所等での運営管理、行動等に関すること
  - (10) 平常時における環境放射線の状況に関すること
- 2 市は教育機関、民間団体等との密接な連携により、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮し、地域での要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。
- 4 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した指定避難所等以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。
- 5 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。
- 6 災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

## 第12節 防災業務関係者の人材育成

災害対策総務部  
災害対策市民生活部

市は、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国及び県と連携し、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進するなど、人材育成に努めるものとする。また、国及び県、防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- 1 原子力防災体制及び組織に関すること
- 2 原子力発電所の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時モニタリングの実施方法及び機器に関すること
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 緊急時に市、県及び国等が講ずる対策の内容
- 8 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- 10 その他緊急時対応に関すること

## 第13節 防災訓練の実施等

災害対策総務部  
災害対策市民生活部

市は、国、県、原子力事業者の支援の下、防災関係機関等と連携し以下の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案について、県と共同又は独自に行うものとする。

また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練計画に反映するものとする。

- 1 災害対策本部等の設置運営訓練
- 2 緊急時通信連絡訓練
- 3 緊急時モニタリング訓練
- 4 住民に対する情報伝達訓練

## 第14節 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

災害対策農林振興部

市は、国、県、原子力事業者及びその他関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）や除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。